

## 国際関連情報 Report from GPF

## GPF (2016年11月) 出席報告

(株)リクルートホールディングス 執行役員 たにぐち 谷口 いわあき 岩昭  
 日産自動車(株) 経理部連結会計グループ担当部長 つねはら 常原 じろう 二郎

## I. はじめに

2016年11月29日、ロンドンにおいて、国際会計基準審議会 (IASB) の世界作成者フォーラム (Global Preparers' Forum、以下「GPF」という。) が開催された。GPF は世界各地の財務諸表作成者の代表からなる会議で、作成者の立場から会計基準に関わる専門的

かつテクニカルな論点について、IASB へインプットを行うことを目的としている。日本からは我々筆者2名が参加し、IASB から理事およびスタッフが参加した。例年3回の開催が予定されており、今年も3月、6月に続き3回目の開催となった。

今回のGPF会議の議題は図表のとおりである。以下本稿においてその概要を報告する<sup>1</sup>。

図表 2016年11月29日開催 GPF 会議議事一覧

番号	時間	議事
1	10:15-12:15	IASB メンバーをオブザーバーとした、GPF 非公開ディスカッション
2	13:00-13:30	IASB 及び IFRS 解釈指針委員会の最新動向
3	13:30-14:30	IFRS 第13号「公正価値測定」の適用後レビュー
4	14:45-15:30	商業出版物の教育イニシアティブ
5	15:30-16:30	事業の定義

1 2016年11月29日開催のGPF会議の討議資料・音声ファイルは、以下で取得可能である。  
<http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/GPF-meeting-Nov-2016.aspx>

## II. 2016年11月開催 GPF 会議・ 議事概要

### 1. GPF 非公開ディスカッション

今回は GPF 議長の提案に基づき、初めての試みとして IASB 理事及びスタッフを少人数でオブザーバーとして迎えて、GPF メンバーと IASB 側少数メンバーに限定された自由討議のセッションが設定された。内容は、IFRS の個別規定の適用に関する論点・疑問点に関する意見交換から、GPF の役割・位置付けに関する議論に至るまで幅広く、活発な討議が行われた。GPF メンバーによる非公開形式の討議という形式であるため、内容に関する詳細な記載は割愛するが、以下のような論点について GPF メンバーを中心に活発な議論が行われた。

- コンバージェンスが実施された IFRS と米国会計基準の特定の基準について、IFRS と米国会計基準上の解釈が異なるケースについての、IASB および IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）としての対応方針
- IASB の活動において GPF の果たすべき役割
- IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」における一定の期間にわたり充足される履行義務の規定に関し、「他に転用できる資産」の実務上の具体的な解釈
- 移行リソース・グループの活動を中心とした米国会計基準の新しい収益認識基準の適用上の解釈・実務対応が浸透していく状況において、IASB としてとるべき対応
- IFRS 第 16 号「リース」C3 項、旧基準においてリースとして識別されなかった契約に関する経過措置の適用について
- 法人格のない企業に対する IFRS 第 16 号「リース」の適用について
- リスク分担型企業年金に対する IAS 第 19 号「退職給付」の適用について

限られた時間の中で結論を導くというよりも、作成者側が実務を遂行する観点から IASB メンバーに対し将来の検討課題となり得るトピックとして注意を喚起するという意味で、一定の意味のある議論となった。

### 2. IASB 及び IFRS-IC の最新動向

IASB より最新の IASB 及び IFRS-IC の動向について説明があった。アジェンダ・コンサルテーションとの関係では、IFRS 第 16 号「リース」が最終化された後、保険契約プロジェクトがボードによる最終基準のドラフトの見直し段階にあり、2017 年に最終化される予定である旨が説明された。アジェンダの見直しサイクル期間については、見直し作業の負担を考慮して、現在の 3 年から 5 年への延長が検討されているとのことである。現在の IASB の活動は、主要な基準の開発作業から、新基準導入支援およびリサーチ・プロジェクトに重点が移っている。リサーチ関連では、基本財務諸表、開示に関する取組み、共通支配下の企業結合、動的リスク管理（マクロ・ヘッジ）などが取り上げられている。このうち、基本財務諸表については、財務業績計算書に重点が置かれていること、原則ベースで表示の統一をどこまで強制できるか、財務諸表上代替的業績指標（Alternative Performance Measures、以下「APM」という。）をどのように取り扱うかについて議論が行われていることなどの説明があった。

また、開示に関する取組みに関連して、重要性の原則が、強制力のない実務記述書として発行されることが 12 月の IASB ボード会議の議題に取り上げられている旨、共通の報告形式のベースとなる IFRS タクソノミの 2020 年の実用開始に向けての更新を目的として、米国証券取引委員会（SEC）その他の規制当局と精力的に情報交換を実施し、データ収集等の準備作業を行っている旨の報告がなされた。

さらに、ホームページにて公開されているリサーチ・プロジェクト以降に取り上げられる可能性のある項目として、持分法、排出物価格決定メカニズム、高インフレーション、退職給付、非公開企業の子会社に対する IFRS for SMEs（中小企業向け国際財務報告基準）などへの言及があった。これらの項目の中から今後 IASB が何を優先的に対応していくかについて、筆者も含めて関係者の関心を集めることが予想される。

IFRS-IC の活動の関係では、IAS 第 19 号「従業員給付」および IFRIC 解釈指針第 14 号「IAS 第 19 号—確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」の限定的な範囲の修正、IAS 第 12 号「法人所得税」に関する認識および測定における不確実性についての検討、並びに「外貨建取引と前渡・前受対価」についての検討のそれぞれの進捗が説明された。このうち、不確実な税務処理に関しては、2017 年第 2 四半期に最終の解釈指針を公表する予定とのことである。その他、メンテナンス・プロジェクトとして、IAS 第 40 号「投資不動産」の限定的な範囲の修正、試運転の固定資産からの収入の取扱いに関する公開草案や、年次改善項目（2014-2016 年、および 2015-2017 年）の進捗などが報告された。

その後 IASB スタッフに対する質疑応答が行われた。基本財務諸表プロジェクトに対する作成者からのフィードバック受領のスケジュールの確認や、実務においては投資家に対するコミュニケーション目的で APM が作成、開示されている状況の下で、財務諸表の表示を標準化するという IASB の方向性に対する質疑がなされた。

### 3. IFRS 第 13 号「公正価値測定」の適用後レビュー

IASB のデュー・プロセスでは、新基準が国際的に適用されて 2 年経過後に適用後レビュー（Post-implementation Review、以下「PIR」という。）を実施する規定となっている。ここでは、PIR で検討されるべき事項の初期段階の識別と評価、情報要請の形式を用いた IASB による意見募集、調査結果や PIR の結果として対処すべきステップを記載したフィードバック・ステートメントの公表という手順が予定されている。今回の GPF 会議においては、IFRS 第 13 号の適用時に生じる主要論点を識別する目的で実施された。

#### 【IASB スタッフからの説明】

冒頭に、IASB スタッフより、IFRS 第 13 号についての説明が行われた。この基準は米国会計基準である米国財務会計基準審議会（FASB）による会計基準のコード化体系（FASB-ASC）Topic 820「公正価値測定及び開示」<sup>2</sup>と同等の内容であり、公正価値測定の実施に際しての情報ソースの単一化、公正価値測定の目的の明示、そして公正価値に関し一貫性のある透明性の高い開示を行うことを目的としている。米国財務会計財団（The US Financial Accounting Foundation, FAF）は、2014 年に Topic 820 についての PIR を完了しており、その中で、この基準はその目的に沿って投資家の意思決定に際し有用な情報を提供しているとともに、作成者側のコストを上回る便益を生み出しているといった反響が寄せられた。その一方で、一部の関係者からは、開示内容の妥当性や完全性、一部業種の企業に対する基準適用の妥当性などに関して疑問の声も寄せられた。

2 Topic 820 は、過去に財務会計基準書第 157 号「公正価値測定」として公表されていた基準を再構成したものである。

IFRS 第 13 号の PIR においても、これまでに実施されたアウトリーチにおいて、多くの関係者より、レベル 3 の公正価値測定において観察不能なインプットが用いられるため、その開示情報の質に対する疑問が寄せられている。また、作成者からは、活発な市場の判断や公正価値レベルの判断において困難に直面している旨のフィードバックを受領している。

#### 【GPF 会議における討議】

最初に議論されたのは、買収目的で上場株式を取得する場合の公正価値をレベル 1 の定義に従って株価×株数の金額を公正価値とすることの妥当性である。支配獲得にともなう将来のシナジー効果を考えた場合のプレミアムの要素が欠落することに対し、作成者側より強い懸念が表明された。また、これに関連して、債券を発行して市場から資金調達したケースで、償還前の決算期末に負債を市場価格ベースで評価し評価損益を認識すると、翌期償還時に額面どおりに返済した場合に生じる期間損益のブレについても、作成者側より指摘が挙がった。

また、レベル 2、レベル 3 の開示情報の要件についても懸念が表明された。レベル 2 の開示情報の量の多さから来る負担の他、レベル 3 の高度な見積りの要素から生じるボラティリティの高い公正価値測定の情報の有用性や、将来キャッシュ・フローの見積りの信頼度が IAS 第 36 号「資産の減損」の認識における合理的な仮定の前提と整合しない可能性について指摘が挙がった。この点について、IASB スタッフから、IFRS 第 13 号は企業の採用する見積りの合理性についての判定を容易にすることが目的であるという説明があったものの、作成者側からはどのような情報のインプットが合理性のある見積りを可能にするのかについて、さらなる議論を求める意見が出された。

その他には、銀行業の企業においてレベル 3

の開示への対応が新たな負担になっていることを踏まえて、銀行業界の作成者への PIR の実施予定について問う質問や、製造業の作成者として事業を継続する前提の中で固定資産の売却価値を示す公正価値の情報を提示すること自体が、会社の経営方針に関して投資家の誤解を招くとの懸念が提示された。

#### 4. 商業出版物の教育イニシアティブ

現在 IASB が IAS 及び IFRS 各項の規定に関するガイダンスとして“Guide through IFRS standards”（以下「Green book」という。）が発行されている。これは、年 1 回 7 月に発行されるもので、基準のうち、現時点では未発効のものも含めて最新の基準を集めたものである。例えば、2016 年版にはリースの基準として IAS 第 17 号「リース」は掲載されず、IFRS 第 16 号「リース」のみが掲載されている。もう 1 つの Green book の特徴は、IFRS の理解促進を目的として、関連する他の項との相互参照を示す項番号が付記されていることや、IFRS-IC のアジェンダ決定事項などが引用されていることである。

他にいわゆる Red book、Blue book があるが、前者は廃止された基準を除きすべての基準を番号順に掲載しているものであり、後者は発行の時点で適用が強制されている規則のみが掲載されているものである。なお、Green book、Blue book とも、日本語版は発行されていない。

もう 1 つの商業出版物として、“A Briefing for Chief Executives, Audit committees & Board of Directors”がある。これは企業の経営層メンバーによる利用を想定して、各基準の要点をハイレベルでかつ専門的用語の使用を抑えつつ示しているガイダンスである。2015 年版では 43 の IAS 及び IFRS の基準を合計 126 ページにわたる解説でカバーする内容となっている。

**【GPF 会議における討議】**

このセッションにおいて、上記2つの商業出版物について、作成者の観点からのフィードバックを受けるために議論が行われた。

Green book については、相互参照情報の有用性を評価する声があった。その上で、いくつかの改善要望が出された。主として、結論の根拠や基準設定の過程で示された反対意見との相互参照を拡充すること、もう1つは紙媒体よりもオンラインで入手でき、かつ、例えば、ある時点で発効している基準を絞り込むなど、デジタルな形式・機能で提供することが要望として挙げられた。

一方“A Briefing for Chief Executives, Audit committees & Board of Directors”については、企業の監査委員会のメンバーの利用を促進するためには、基準の適用が将来の経営判断や意思決定に与える影響など、将来に向けての視点で内容を絞り込むべきであるという意見や、経営者の判定が重要な役割を持つ領域を示すべきであるという意見、あるいは、財務諸表の表示の並び順に合わせて見出しと構成を検討してはどうか、といった意見が出された。全体としては、基準全体を網羅的に解説するよりも、利用者のニーズを具体的に絞り込んだ上で解説すべき項目に優先順位を付けた方が利便性が良くなると考える作成者が多かった。

**5. 事業の定義****【論点と背景】**

IASBは2016年6月に公開草案「事業の定義及び従来保有していた持分の会計処理」(IFRS第3号「企業結合」及びIFRS第11号「共同支配の取決め」の修正案、以下「本ED」という。)を公表した。これは2014年から2015年にかけて実施されたIFRS第3号のPIRの結果、利害関係者が事業の定義の適用に困難を感じていることが明らかになったことに基

いている。具体的には、事業の定義が広すぎることから、実質的に資産の取得であるケースに対して、事業の取得である形式を整えて事業の取得として会計処理するという実態が生じているという懸念がある。

今般IASBは本EDにおいて、事業を定義する上で、活動と資産の組み合わせがアウトプットを生むことに資するインプットと実質的なプロセスを含んでいなければならないとしている。その具体的な判定手続として、取得した総資産の公正価値のほとんどすべてが単一の識別可能な資産または類似した識別可能な資産のグループに集中しているかという選別(screening)テストを行うことが提案されている。また、取得したプロセスが実質的なものであるかどうかを評価するために、取得日時点において取得された活動と資産の組み合わせからアウトプットが生じている場合と生じていない場合のケースのそれぞれに対して、組織化された労働力の有無やプロセスの独自性・希少性に着目して別々の判定基準を適用することを提案している。今回のGPF会議は、これらの判定手続の妥当性や実務への適用可能性について、作成者側からのフィードバックを受けることを目的としている。

**【GPF 会議における討議】**

冒頭、資産の公正価値のほとんどすべてが単一の識別可能な資産または類似した識別可能な資産のグループに集中しているかの判定の適用について議論が行われた。例えば、算定数値上は土地と特定の生産設備が大きな価値を占めていても、事業上は設備を稼働し生産する労働力に価値があるケースも考えられる。また、製薬業のように無形資産の定義が複雑な業種の場合には、資産のグルーピングに困難な判断が要求される。これらのケースから、公正価値の単一の識別可能な資産への集中を判定の基準にする

のではなく、活動と資産の組み合わせがアウトプットを生むことに資するインプットと実質的なプロセスの存在をより重視すべきであるという意見が述べられた。また、単一の識別可能な資産の定義についても、リスクプロファイルの共通性など具体的な指針の提示を要望する声が挙げられた。

また、組織化された労働力の有無が実質的なプロセスの要件に挙げられているが、その定義の具体化を求める意見が出された。例えば、短期派遣スタッフの集合体を利用して活動している場合、それをインプットから重要なアウトプットを生み出す組織化された労働力とみなすことができるのかという質問に対し、IASB スタッフからの回答は雇用契約形態にかかわらず実質的なプロセスを構成するかどうかに基づいて判断されるということであった。いずれにしても、組織化された労働力に関する判断の行使において、作成者側が困難に直面する状況が懸念されることである。

### Ⅲ. おわりに

今回の GPF 会議は、GPF メンバー内の事前

の調整に基づいて、非公開ディスカッションの形式で、収益認識とリースという重要な新基準への実務対応上の論点を中心に、IASB スタッフも交えて率直で貴重な意見交換の場を持つことができた。具体的な事例や会計実務に基づくフィードバックに対して、IASB 側も基準の内容が作成者に与える影響をとらえようと熱心に話を聞く姿勢が印象的であった。今後この形式での討論が定常的に行われるか定かではないが、有意義な試みであったといえると思う。IFRS 第 13 号「公正価値測定」の PIR については今後どのような成果物をもたらすか注視する必要があるが、レベル 1 の市場価格による測定が必ずしも経営者の観点からの評価を反映しない場合のオプションを設けるかどうかについて、作成者としては今後の議論を期待したいと考える。一方、事業の定義については、現在の ED で提案されている判定の基準では、企業間で判断の差が生じ、結果的に会計処理が異なる可能性がないか、十分な検討を求めたいと思う。